

千葉市歯科医師会学術研修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、歯科医学及び医術の向上に寄与するため、一般社団法人千葉市歯科医師会（以下「市歯科医師会」という。）が行う学術研修事業に対して、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、市歯科医師会が行う学術研修事業について、市歯科医師会に対して補助金を交付する。

(補助対象事業及び交付額の算定方法等)

第3条 補助の対象となる事業及び経費は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付額は、別表第2欄に定める補助対象経費の支出予定額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、市長が別に定める期日までに、千葉市歯科医師会学術研修事業補助金交付申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

(交付又は不交付の決定)

第5条 規則第4条第3項又は第6条の規定に基づく通知は、千葉市歯科医師会学術研修事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第6条の規定に基づく通知に附する条件は、次の各号に掲げる事項とするものとする。

- (1) 事業計画又は收支計画を変更（軽微な場合を除く。）する場合は、あらかじめ承認を受けること。
- (2) 補助対象経費の総額の1/6に相当する額以上の経費の配分を変更する場合は、あらかじめ承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止するときは、あらかじめ承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となったときは、すみやかに報告して指示を受けること。
- (5) 事業の遂行及び收支状況について千葉市長から要求があった場合は、速やかにその状況を報告すること。

(変更等の承認)

第7条 前条第1号から第3号までの規定により、変更等の承認を受けようとするときは、千葉市歯科医師会学術研修事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により、実績を報告しようとするときは、すみやかに、千葉市歯科医師会学術研修事業実績報告書（様式第4号）を、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 規則第13条の規定による通知は、千葉市歯科医師会学術研修事業補助金額確定通知書（様式第5号）によるものとする。

(補助金の請求)

第10条 規則第16条第1項の規定により補助金を請求しようとするときは、千葉市歯科医師会学術研修事業補助金交付請求書（様式第6号）を、市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項の規定において準用する同条第1項の規定により、補助金を請求しようとするときは、千葉市歯科医師会学術研修事業補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

(決定の取消)

第11条 規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定額の全部又は一部を取り消すときは、千葉市歯科医師会学術研修事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）によるものとする。

(返還命令)

第12条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市歯科医師会学術研修事業補助金返還命令書（様式第9号）によるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行し、昭和63年度の予算に係る補助金から適用する

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

ら適用する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行し、令和7年度の予算に係る補助金から適用する。

別表

1 区 分	2 補 助 対 象 経 費	3 補 助 率
(1)研修会開催事業 (2)学術刊行物の発行事業	報償費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、使用料及び賃借料、備品（2万円以上で1年以上使用できるもの）	1／2

(様式第1号)

千葉市歯科医師会学術研修事業補助金交付申請書

年　月　日

(あて先) 千葉市長

申 請 者
住 所
団 体 名
代表者名 印

年度千葉市歯科医師会学術研修事業補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容	
補 助 事 業 の 効 果	
申 請 者 の 営 む 主 な 事 業	
補 助 金 の 申 請 額	円
交 付 希 望 時 期	年　月
補助事業の着手予定年月日	年　月　日
補助事業の完了予定年月日	年　月　日
添 付 書 類	1 事業計画書 2 収支予算書（別紙1） 3 経費所要額調（別紙2）

別紙1

収支予算書

(年月日～年月日)

収入		支出	
区分	予算額(円)	区分	予算額(円)
市補助額 (A)		補助対象経費 (E)	
市歯科医師会 負担額 (B)		補助対象外経費 (F)	
寄付金その他の 収入額 (C)		総額 (G) =(E)+(F)	
総額 (D) =(A)+(B)+(C)			

(収支予算内訳書)

区分		予算額(円)	内容
収入			
	総額 (D)		
支出	補助対象経費 (E)		
	小計		
支出	補助対象外経費 (F)		
	小計		
総額 (G)			

別紙2

経費所要額調

(単位：円)

事業費の支出総額 (G)	
寄付金その他の収入額 (C)	
差引事業費 (G)-(C)	
対象経費の支出予定額 (E) × 1/2	
選定期額	
市補助額 (A)	

(様式第2号)

千葉市指令 第 号

補助事業者
住 所
団 体 名
代表者名 様

千葉市歯科医師会学術研修事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市歯科医師会学術研修事業補助金について、次のとおり交付（不交付）と決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条（第4条第3項）の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

補助金の交付決定額	円
補助金交付予定期限 (不交付の理由)	年 月
交付条件	1 補助事業の内容又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 2 補助対象経費の総額の1／6に相当する額以上の経費の配分を変更する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 3 補助事業を中止又は廃止するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。 4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに市長に報告して、その指示を受けること。 5 千葉市補助金等交付規則及びこの要綱を遵守すること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消を求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(様式第3号)

千葉市歯科医師会学術研修事業変更（中止・廃止）承認申請書

年　　月　　日

（あて先）千葉市長

補助事業者

住　　所

団体名

代表者名

印

年　　月　　日付千葉市指令　　第　　号により補助金の交付決定
のあった千葉市歯科医師会学術研修事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、
承認されますよう要綱第7条の規定により申請します。

補助事業の内容	変更前	
	変更後	
変更（中止・廃止）の理由		
変更（中止・廃止）予定年月日		年　　月　　日
添付書類		1 2 3

(様式第4号)

千葉市歯科医師会学術研修事業実績報告書

年　月　日

(あて先) 千葉市長

補助事業者

住　所

団体名

代表者名

印

年　月　日付千葉市指令　　第　　号により補助金の交付決定のあった千葉市歯科医師会学術研修事業の実績について、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により次のとおり報告します。

補助事業の着手年月日 及び完了年月日	年　月　日 年　月　日
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年　月　日交付　　円 年　月　日交付　　円 計　　　　　　　　円
補助事業の経費精算額	円
添付書類	1 収支決算書（別紙1） 2 補助事業の経過及び成果を証する書類等 3 事業収支精算書（別紙2）

別紙1

収支決算書

(年月日～年月日)

収入		支出	
区分	決算額(円)	区分	決算額(円)
市補助交付決定額 (A)		補助対象経費 (E)	
市歯科医師会 負担額 (B)		補助対象外経費 (F)	
寄付金その他の 収入額 (C)		総額 (G) =(E)+(F)	
総額 (D) =(A)+(B)+(C)			

(収支決算内訳書)

区分	決算額(円)	内容
収入		
	総額 (D)	
支出		
	小計	
支出		
	小計	
総額 (G)		

別紙2

事業収支精算書

(単位：円)

事業費の支出総額 (G)	
寄付金その他の収入額 (C)	
差引事業費 (G)-(C)	
対象経費の支出額(E) × 1/2	
選定額	
市補助交付決定額 (A)	
市補助既交付額 (H)	
差引過不足額 (A)-(H)	

(様式第5号)

千葉市達 第 号

補助事業者
住 所
団 体 名
代表者名 様

千葉市歯科医師会学術研修事業補助金額確定通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定の通知をした、 年度千葉市歯科医師会学術研修事業補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

補助金の交付決定額	円
補助事業の経費精算額	円
補 助 項 額	円
補 助 金 の 確 定 額	円

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消を求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(様式第6号)

千葉市歯科医師会学術研修事業補助金交付請求書

年　月　日

(あて先) 千葉市長

補助事業者

住　所

団体名

代表者名

印

年　月　日付千葉市達　　第　　号千葉市歯科医師会学術研修
事業補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付
規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

補助金の確定額	円		
補助金の既交付額	年　月　日交付	円	
	年　月　日交付	円	
	計	円	
交付請求額	円		
添付書類	1 千葉市歯科医師会学術研修事業補助金額確定通知書 の写し 2 その他		

(様式第7号)

千葉市歯科医師会学術研修事業補助金一括(分割)事前交付請求書

年　月　日

(あて先) 千葉市長

補助事業者

住　所

団体名

代表者名

印

年　月　日付千葉市指令　　第　　号により補助金の交付決定のあった補助金の一括(分割)事前交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第16条第2項の規定により請求します。

補助金の交付決定額	円		
補助金の既交付額	年　月　日交付	円	
	年　月　日交付	円	
	計	円	
今回の交付請求額	円		
添付書類	1 千葉市歯科医師会学術研修事業補助金交付決定通知書 の写し 2 その他		

(様式第8号)

千葉市達 第 号

補助事業者
住 所
団体名
代表者名 様

千葉市歯科医師会学術研修事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した千葉市歯科医師会学術研修事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

補助金の交付決定額	円
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
取 消 の 理 由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消を求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(様式第9号)

千葉市達 第 号

補助事業者
住 所
団体名
代表者名 様

千葉市歯科医師会学術研修事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条第1項（第2項）の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市長 印

補助金の交付決定額	円		
補助金の既交付額	年 月 日 交付	年 月 日 交付	円 円 円 計
補助金の交付確定額	円		
返還すべき金額	円		
返還期限	年 月 日まで		
返還を命ずる理由			
返還方法			

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消を求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。